



令和4年度
▼
令和7年度

第4次

つくば市

地域福祉活動計画

 社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会



はじめに

現在、我が国の高齢化率は先進諸国の中で最も高い水準となっており、令和 24 年まで高齢者人口の増加傾向が続くことが予想されています。つくば市においても高齢者人口は増加を続け、高齢者単身世帯や高齢者世帯が増加するなど家族形態はますます変容し、これまで行われてきた地域住民同士の助けあい活動が失われつつあります。また、ICTの急速な進化に伴い様々な活動が非対面型で行えるようになった反面、人との接触機会は減少し、お互いを十分に理解し合う関係性を築き上げることが難しくなりました。さらに、令和 2 年から続く新型コロナウイルスの感染拡大は未だ収束の気配を見せず、生活上の様々な活動が制約され、住民のつながりを遮断しています。

このような中、茨城県社会福祉協議会では、人と人がつながることによる安心感の醸成を目指し、サロンづくり等に取り組むことにより、つながりを途切れさせない地域づくりを推進しているところです。また、つくば市では、「つながりを力に未来をつくる」というまちづくりの理念に基づき、地域社会の課題解決に取り組む仕組みをつくり、「誰一人取り残さない」という包摂の精神のもと、共生のまちづくりの実現を目指し令和 3 年 3 月に「第 4 期つくば市地域福祉計画」を策定しました。

このような状況を踏まえ、この度、つくば市社会福祉協議会では、福祉施策の新たな動きや地域の実情を考慮し、誰もが住み慣れた地域で、自立して心豊かにいつまでも暮らし続けることができる地域社会づくりに向け、また地域の福祉課題の解決を図るため、平成 28 年度に策定した第 3 次計画を改定し、新たに SDGs の考え方を取り入れた「第 4 次つくば市地域福祉活動計画」を策定いたしました。今後は本計画に基づき、「地域で支えあい、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」を基本理念として、「安心して暮らせる環境を整える」「自分らしい生活が続けられる環境を整える」「次世代へつながる福祉活動を推進する」「生活を支える仕組みを整備する」という 4 つの基本目標のもと、各種施策や事業の取り組みを重層的に進め、つくば市の「第 4 期つくば市地域福祉計画」とも十分に連携を図りながら、地域福祉の推進を図ってまいります。本計画の推進にあたりましては、市民の皆様や区会自治会、民生委員児童委員等、地域関係者や関係団体、施設の皆様からのさらなる御協力と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提案をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様や関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

会 長 松 本 玲 子

第4次つくば市地域福祉活動計画の策定にあたって

前回の「第3次つくば市地域福祉活動計画」策定以降、市民生活においても国際社会においても、もっとも大きな出来事は、2020年に到来した新型コロナウイルス感染症の世界的流行でしょう。経済や物流に与えた影響はもちろんのこと、飲食業、観光業をはじめとする産業の縮小、分散登校やオンライン授業といった教育形態の変更、そしてソーシャル・ディスタンスの確保やマスク着用など生活様式の変更も余儀なくされました。

そのようななか、社会福祉協議会は市民生活の維持と福祉の増進のため、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、緊急小口資金等の特例貸付をはじめとした各種の福祉サービスや相談活動等のさまざまな取り組みを進めてこられました。

コロナ禍における移動制限や行動制限は不自由さをもたらした一方で、家族や地域といった、個人にとって身近な「人」と「場所」を強く意識する機会ともなったのではないのでしょうか。それは、地域に密着し、地域の人びとが住み慣れた場所で安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を目指す社会福祉協議会の活動、そして福祉のさまざまな活動にこれまでよりいっそう期待と注目が集まることにもつながったと思います。

現在、日本全体としてその実現が目指されている「地域共生社会」とは、同じ地域に多様な人々が暮らしていることのみを指すのではなく、一人ひとりが自信と生きがいを持ち、またお互いを尊重し合い、支え合いながら暮らす社会を指すものです。まさに、コロナ禍で捉え直しの進んだ「福祉」の役割が重要となってきます。

そのような決意のもと、「地域共生社会」の実現に資するため、今回の「第4次つくば市地域福祉活動計画」を策定しました。新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響を受け、本策定委員会の開催自体が危ぶまれる時期もありましたが、委員の皆さま、そして社会福祉協議会職員の皆さまのおかげによりまして計画策定にまで至りましたこと、深く感謝申し上げます。

また、検討に当たりパブリックコメント等でご意見を賜りました市民の方々、アンケートに回答くださいました関係者の方々、そして日ごろよりつくば市の福祉を支えていただいているすべての方々、心より御礼申し上げます。

本計画で策定しました施策や取り組みにつきましては、引き続き事業評価を行い、実効性を高めることが必要不可欠と考えます。今後の検証を期するとともに、つくば市の地域福祉がますます発展することを切に願います。

流通経済大学 社会学部 准教授
第4次つくば市地域福祉活動計画策定委員会

委員長 下 司 優 里

SDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12年（2030年）までに先進国と発展途上国がともに取り組む持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17の目標と169のターゲットで構成されています。

SDGsは、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を理念としており、地域共生社会の考え方とともに、目指すところは同じものとなります。地域共生社会を実現させるためには、支える側・支えられる側に分かれることなく、すべての人が役割を持ちお互いが支え合うことが必要であり、地域の中には様々な人がいるということ（多様性）を理解し、それを受けとめるということ（社会的包摂）が求められています。

そして、このことを通じて市民一人ひとりが、地域の中で生き生きと暮らすことができる社会をつくば市社会福祉協議会では目指し、本計画においても、SDGsの視点を持って、様々な福祉課題に対応します。



目次

第1章 計画の意義	1
1 地域福祉活動計画の意味と位置づけ	1
2 地域福祉を取り巻く社会動向	1
3 つくば市地域福祉計画（第4期）との関連性	2
4 計画の期間	3
第2章 基本理念	4
第3章 計画の策定経過	5
1 計画策定の体制	5
2 計画策定までの経過	5
第4章 つくば市の地域福祉の現状と課題	7
1 地域を取り巻く現状と課題	7
2 地域（日常生活圏域）における現状と課題	15
3 福祉サービスを取り巻く現状と課題	16
4 アンケート調査から見てきた現状と課題	16
第5章 計画における事業展開	18
1 基本目標・施策の方向性	18
2 具体的事業展開	22
基本目標1 安心して暮らせる環境を整える	22
基本目標2 自分らしい生活が続けられる環境を整える	23
基本目標3 次世代へつなげる福祉活動を推進する	24
基本目標4 生活を支える仕組みを整備する	25
第6章 計画の推進・進行管理	28
1 計画の進行管理	28
2 取り組みの実施状況の検証	28
3 計画の実現に向けた活動	28
資料編	29
1 策定委員会設置要項	30
2 策定委員名簿	31
3 アンケート調査結果（抜粋）	32

第1章 計画の意義

1 地域福祉活動計画の意味と位置づけ

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

つくば市地域福祉活動計画は、社会福祉法（第107条）で定められた行政計画であるつくば市地域福祉計画を、より具体的な活動や事業として進めていく計画として位置づけており、本計画はSDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現という理念に基づき策定しています。

なお、社会福祉協議会が中心となり計画を策定するのは、社会福祉協議会が社会福祉法（第109条）で地域福祉を推進することを目的とする福祉団体として位置づけられているためです。

2 地域福祉を取り巻く社会動向

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助けあいなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支えあいの機能が存在しました。社会保障制度は、これまで、社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。

しかし、我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支えあいの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な

分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

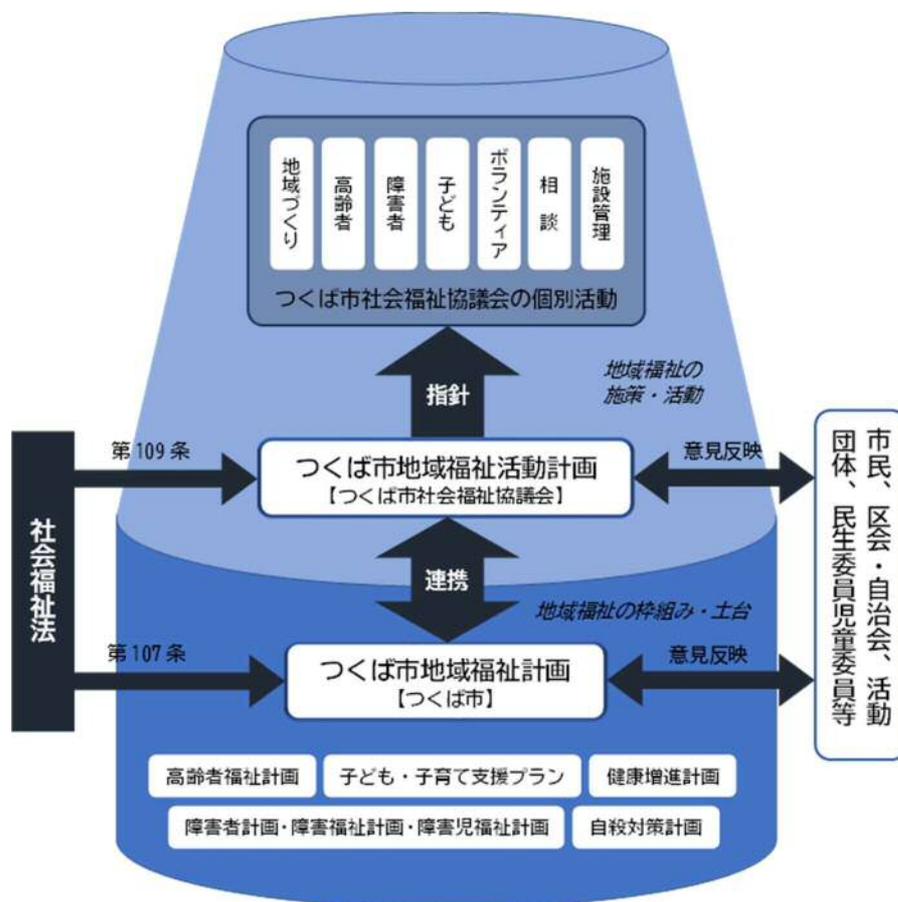
「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものであり、国は、この「地域共生社会」の実現を今後の社会福祉を貫く基本コンセプトとして体制の整備を進めています。

3 つくば市地域福祉計画（第4期）との関連性

つくば市地域福祉計画（第4期）は、高齢者、障害者、児童、生活困窮、健康といった福祉分野別、対象者別に対応する福祉サービスだけでは十分に対応できない課題について、住民や地域福祉団体、福祉施設関係者などが相互に連携し支援していく方向性を行政として示すものです。

第4次つくば市地域福祉活動計画は、つくば市地域福祉計画（第4期）の目標を基本理念に掲げ、整合性を図りながら具体的な活動や事業によって取り組みを進めるための活動計画としていきます。

<地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係図>



4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間で計画期間とします。行政計画であるつくば市地域福祉計画と計画期間の最終年度を合わせ、次計画以降の一体的な策定を見据えています。

なお、住民の求めや課題に対応する項目の追加や法改正・制度改正に対応するため、必要な見直しを随時行います。

年度	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7
地域福祉活動計画 (社協)	第2次		第3次				第4次				
地域福祉計画 (つくば市)	第2期	第3期				第4期					



第2章 基本理念

「地域で支えあい、誰もが安心して 自分らしく生きる福祉のまちづくり」

本計画は、行政計画であるつくば市地域福祉計画（第4期）を、より具体的な活動や事業として進めていく計画であり、地域福祉推進を目的として「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が互いに協力して活動・行動する計画となります。

よって、つくば市が策定するつくば市地域福祉計画（第4期）と相互に補完・連携するものであるため、行政計画における目標を本計画の基本理念として位置づけています。

また、上記基本理念とともに、SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現という理念に基づき重層的に各施策に取り組むことで、計画の推進を図ります。



つくば市北条から望む筑波山

第3章 計画の策定経過

1 計画策定の体制

(1) 第4次つくば市地域福祉活動計画策定委員会

【策定委員】 10名

【構成】 区会連合会、民生委員児童委員連絡協議会、シルバークラブ連合会、福祉団体等連絡協議会、ボランティア連絡協議会、福祉施設（高齢者・障害者）、行政、学識経験者、社会福祉協議会（理事）

(2) 第3次地域福祉活動計画ワーキングチーム

【メンバー】 12名

【構成】 つくば市社会福祉協議会職員

2 計画策定までの経過

(1) 策定委員会の開催

期 日	内 容
第1回 R3.8/3 (書面協議)	<協 議> ・ 第4次つくば市地域福祉活動計画の策定について ・ 市民アンケート調査の実施について
第2回 R4.1/17	<報 告> ・ 第1回策定委員会（書面協議）の協議結果について ・ アンケート調査の集計結果と考察について <協 議> ・ 基本理念（案）について ・ 基本目標（案）について
第3回 R4.3/7 (書面協議)	<協 議> ・ 第4次つくば市地域福祉活動計画素案について
第4回 R4.3/30 (書面協議)	<報 告> ・ パブリックコメントの結果について <協 議> ・ 第4次つくば市地域福祉活動計画（案）について

(2) 事業評価（ワーキング）の実施

第3次つくば市地域福祉活動計画（平成29年度～令和3年度）では、4つの基本目標の達成に向け61の社協事業の実施が位置づけられていました。これらの事業に関しては、実施を通して関係する地域住民や利用者の声をうかがうことにより、各事業の評価や課題として適時反映しています。

また、今回の第4次計画の策定にあたっては、まず一次評価として第3次計画の各事業担当者が評価基準に従い事業調書を作成し、評価と検討を行いました。その後、二次評価として職員によるワーキングの中で、事業調書に基づき各事業の評価を行い方向性を定め、第4次計画における事業方針を決定しています。

(3) アンケート調査の実施

【調査対象】 つくば市で地域福祉に取り組んでいる方々（令和3年9月1日現在）
800名

地域支えあい会議議員（区長、民生委員児童委員・主任児童委員、ふれあい相談員、支えあいサポーター、ふれあいサロン代表者、シルバークラブ会長等）、社協登録ボランティア団体代表者、個人登録ボランティア、つくば子育てサポートサービス協力会員・利用会員、社協特別会員

【調査方法】 郵送配付・回収

【調査期間】 令和3年9月2～30日

【有効回答数】 576（有効回答率72.0%）

(4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、計画案を市民の皆様に公開しご意見を伺うパブリックコメントを実施しました。実施期間及び結果の概要は次のとおりです。

【実施期間】 令和4年3月3日～16日

【意見提出者】 2名

【提出意見】 10件

第4章 つくば市の地域福祉の現状と課題

1 地域を取り巻く現状と課題

(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況

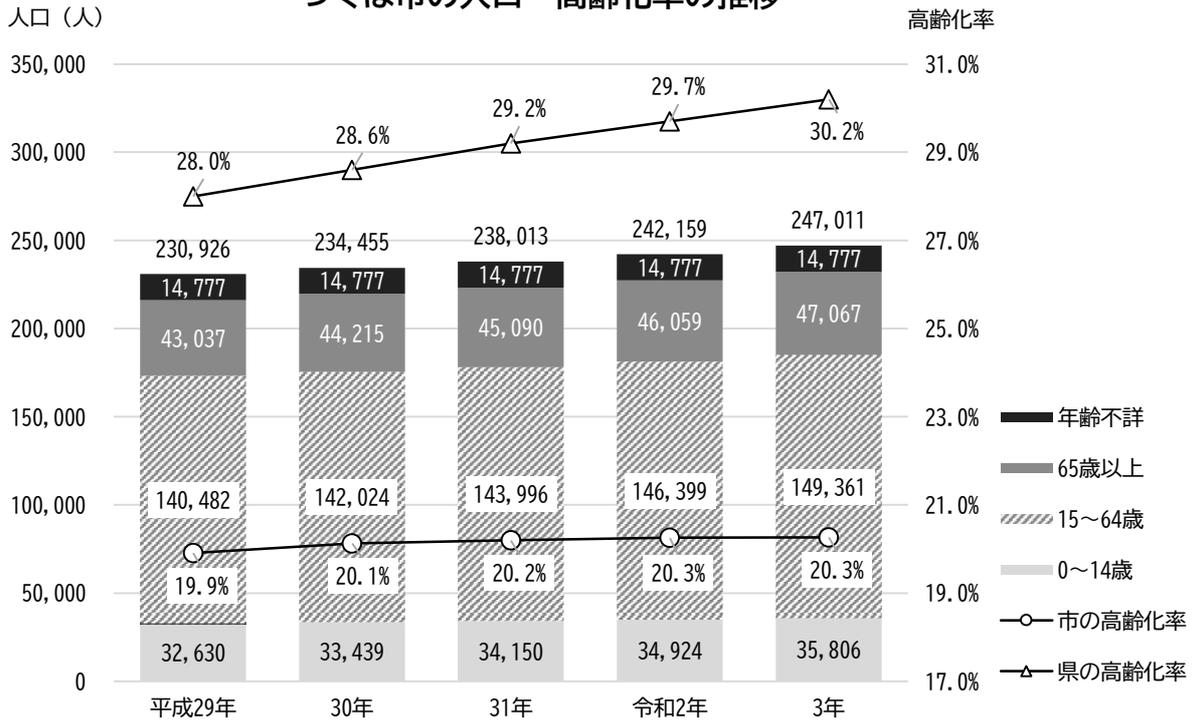
つくば市では平成29年度以降、年に3,000人から5,000人のペースで人口が増加しています。令和3年度の総人口は247,011人で、平成29年度からの4年間で16,085人が増加しています。

人口の構成を、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分で見ると、人口はすべての年代で増加しており、平成29年度からの人口増加は、0～14歳で3,176人、15～64歳で8,879人、65歳以上で4,030人となっています。

総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は平成30年度に20%を超えましたが、その後は年に0.1%のゆるやかな伸びとなっており、令和2年度から令和3年度にかけては20.3%で横ばいとなっています。また、茨城県全体の高齢化率は年に0.5%程度の割合で伸び続けており、令和3年度と比較すると、つくば市の高齢化率は茨城県全体の高齢化率より10ポイント程度低くなっており、その差は拡大する傾向にあります。

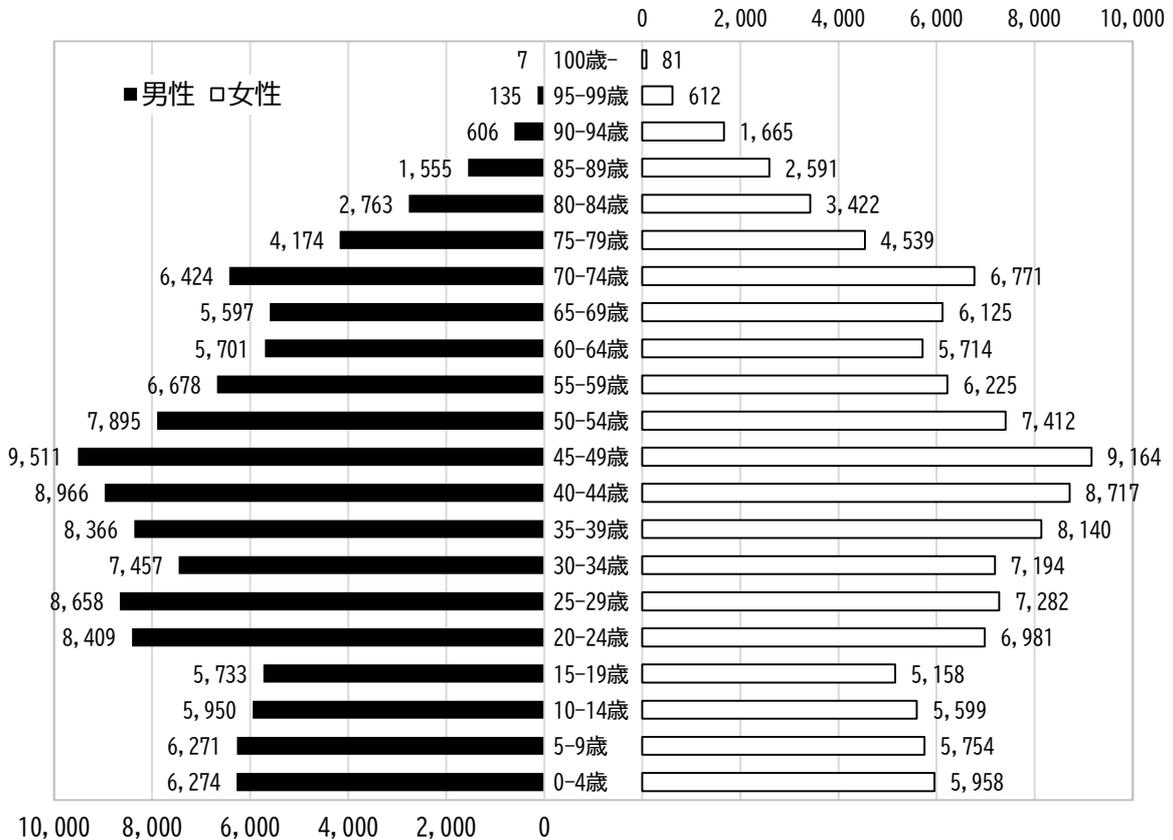
令和3年度のつくば市の5歳階級別の人口を見ると、「団塊の世代」と呼ばれる70～74歳の年代の子どもたちにあたる45～49歳の年代が男女とも最も多くなっています。また、19歳以下の年代では、年代の低下とともに人口が増加する本来の人口ピラミッドの特徴が見られることから、つくば市においては少子高齢化の進展は限定的と言えます。

つくば市の人口・高齢化率の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日時点）

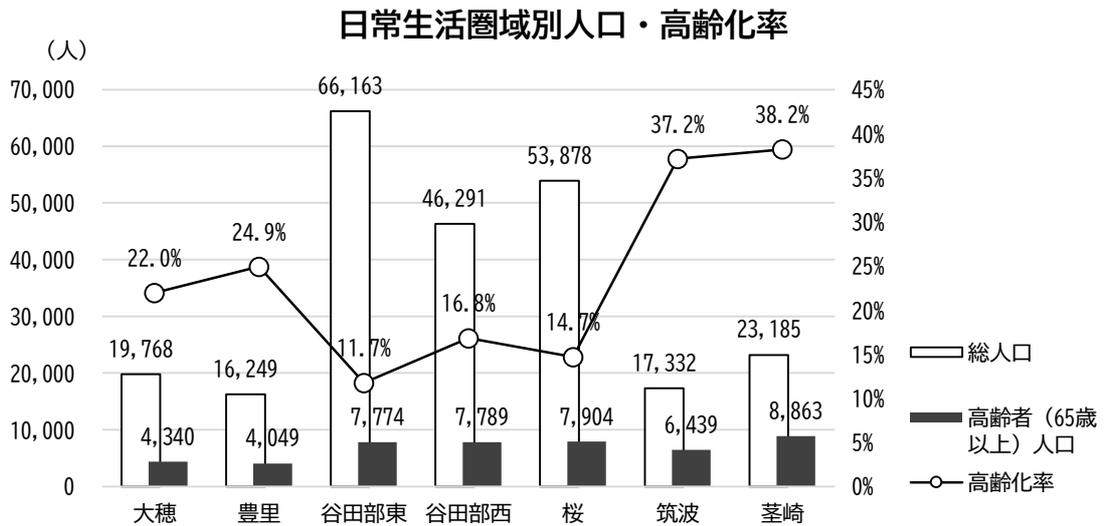
性別・年齢5歳階級別人口



資料：茨城県常住人口調査（令和3年4月1日時点）

(2) 日常生活圏域別の人口、高齢化、高齢者世帯の状況

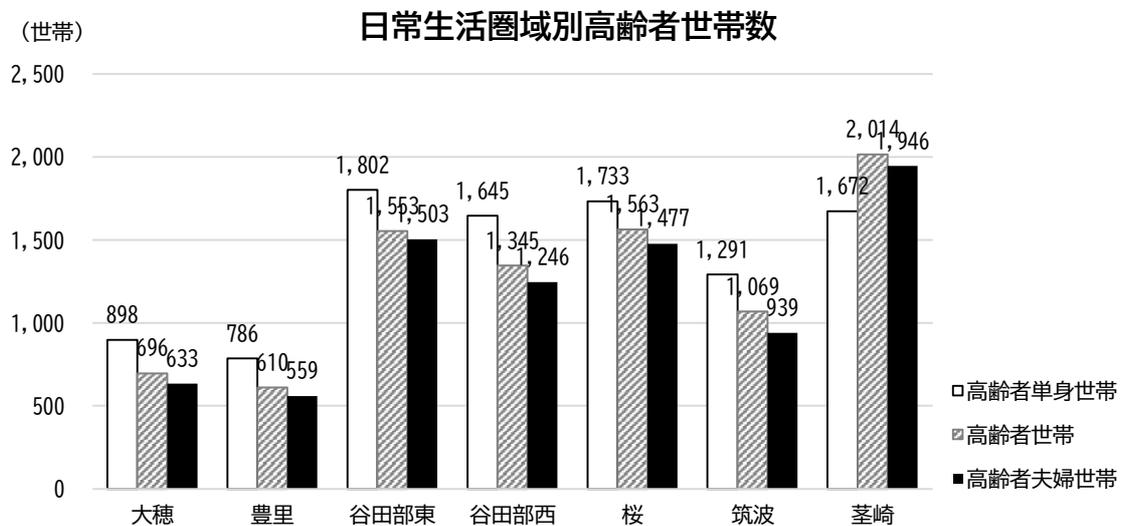
市内の高齢化率を日常生活圏域別に見ると、荃崎圏域が最も高く 38.2%、次いで筑波圏域が 37.2%となっており、圏域内の 3 人に 1 人以上が高齢者という状況となっています。また、最も高齢化率が低いのは 11.7%で谷田部東圏域となっており、高齢化率の高い圏域（荃崎・筑波圏域）と比較すると、その割合は 3 分の 1 以下となっています。



資料：住民基本台帳（令和 3 年 4 月 1 日時点）

65 歳以上の高齢者世帯の状況を日常生活圏域ごとに見ると、単身世帯が多い圏域は、人口の多い谷田部東、桜、谷田部西、並びに高齢化率の高い荃崎、筑波圏域となっています。

また、高齢者世帯（65 歳以上の高齢者のみの世帯）数は、いずれの圏域においても単身世帯数より少なくなっていますが、荃崎圏域のみ、複数の高齢者だけで暮らす世帯が単身世帯よりも多いという特徴があります。

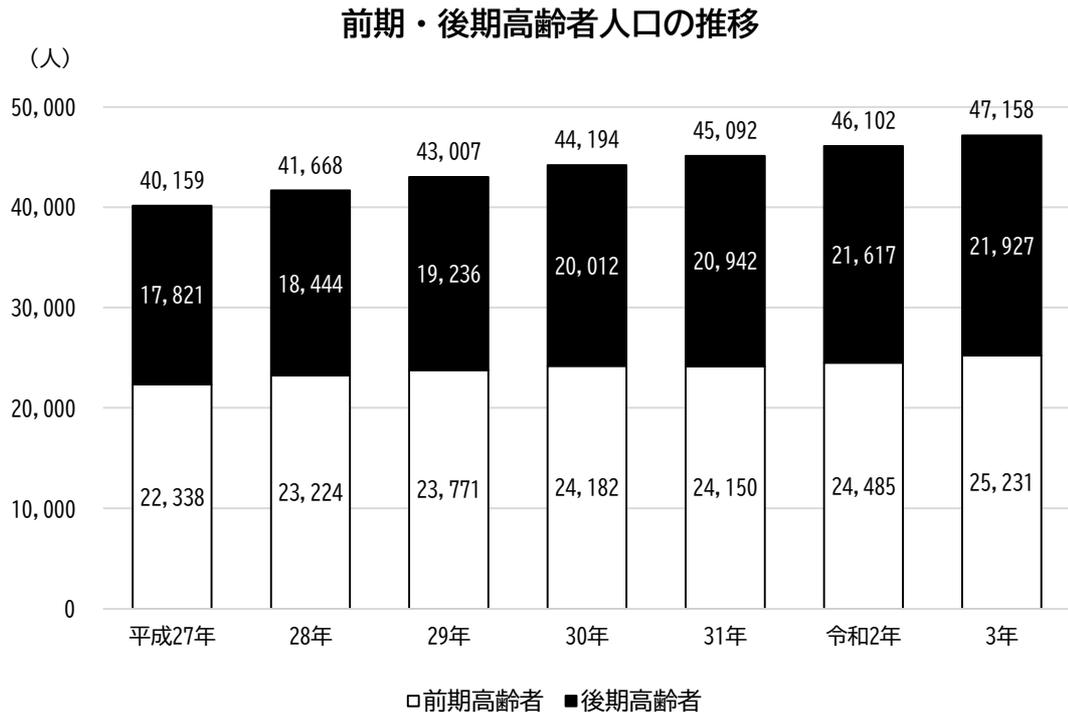


資料：住民基本台帳（令和 3 年 4 月 1 日時点）

(3) 前期・後期高齢者人口の推移

高齢者を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けて推移を見ると、いずれも増加している状況となっています。

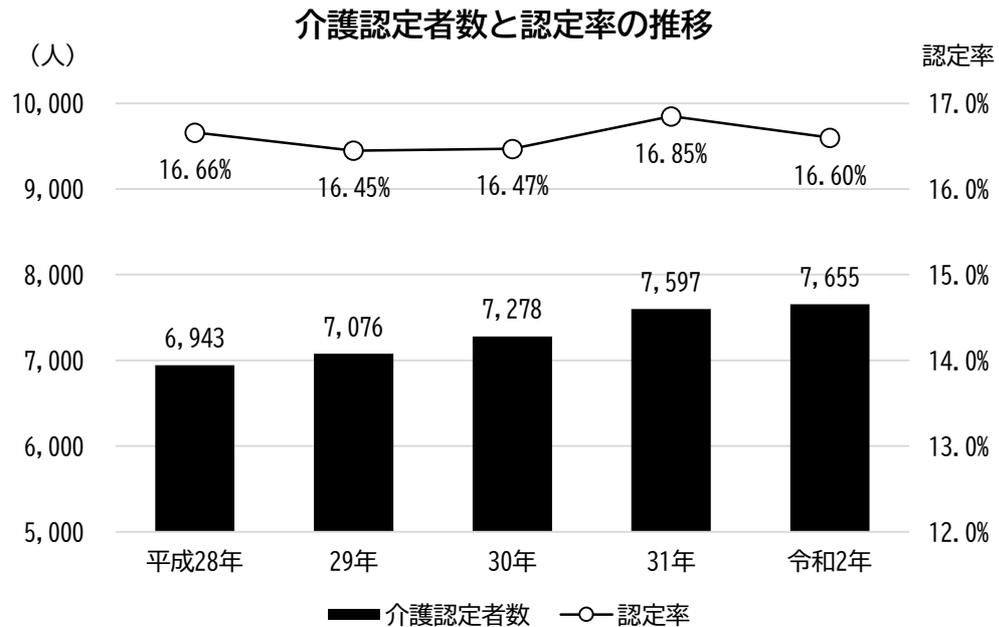
実際の人口増加数を見ると、前期高齢者は平成27年の22,338人から2,893人増加し、後期高齢者は平成27年の17,821人から4,106人増加しており、後期高齢者の増加数は前期高齢者の約1.4倍となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(4) 介護認定者数・認定率の推移

介護認定者（要支援 1～要介護 5）の総数は徐々に増加しており、平成 28 年から令和 2 年までの 4 年間で 712 名増え、全体で 7,655 名となりました。65 歳以上の高齢者の人口に対する介護認定者の割合（認定率）は、この間、16.5%前後で安定していますが、市の人口が徐々に伸びているため、高齢者の総人口も増加している状況となっています。



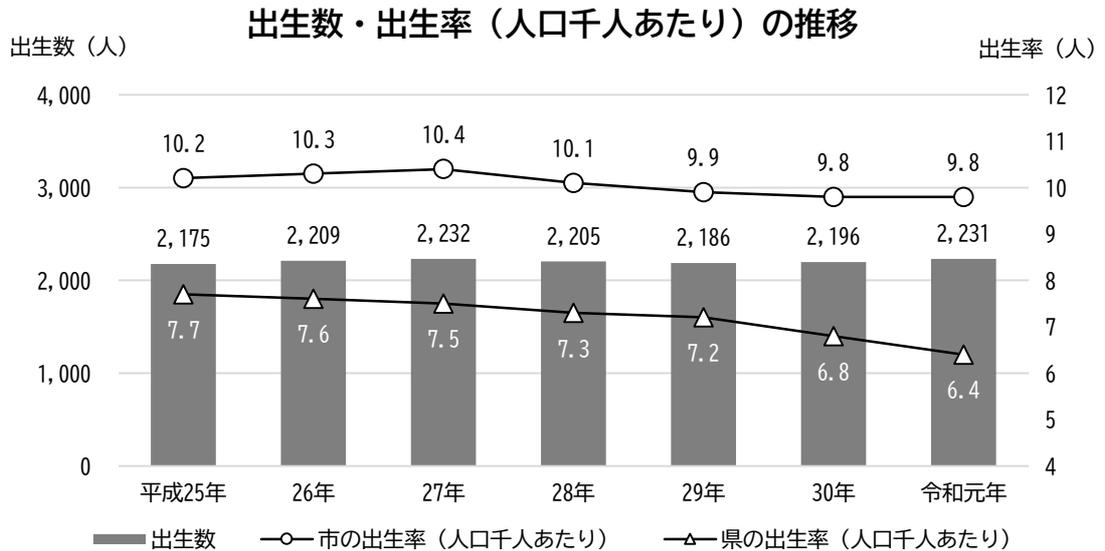
資料：第 4 期つくば市健康増進計画 [健康つくば 21]

(5) 子どもの状況

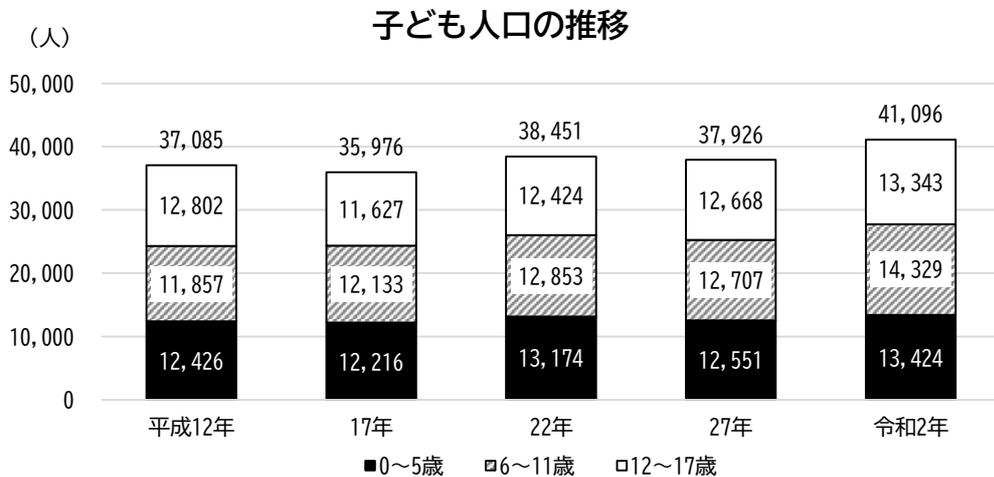
つくば市の年間の出生数は、平成25年以降、毎年2,200人程度で横ばいとなっています。

人口千人あたりの出生率は、茨城県が平成25年の7.7人から令和元年の6.4人へと1.3人減少しているのに対し、つくば市では10.2人から9.8人へと0.4人の減少にとどまっています。また、つくば市では平成30年から令和元年にかけて出生率は9.8人で横ばいとなっており、年々出生率が減少している茨城県との差は拡大する傾向にあります。

5年ごとの国勢調査でつくば市の0歳から17歳までの子どもの人口を見ると、平成27年から令和2年までの5年間で3,170人の子ども人口が増加しています。増加の内訳は、0歳から5歳が873人、6歳から11歳が1,622人、12歳から17歳が675人となっており、6歳から11歳の子どもの増加数が最も多い状況となっています。



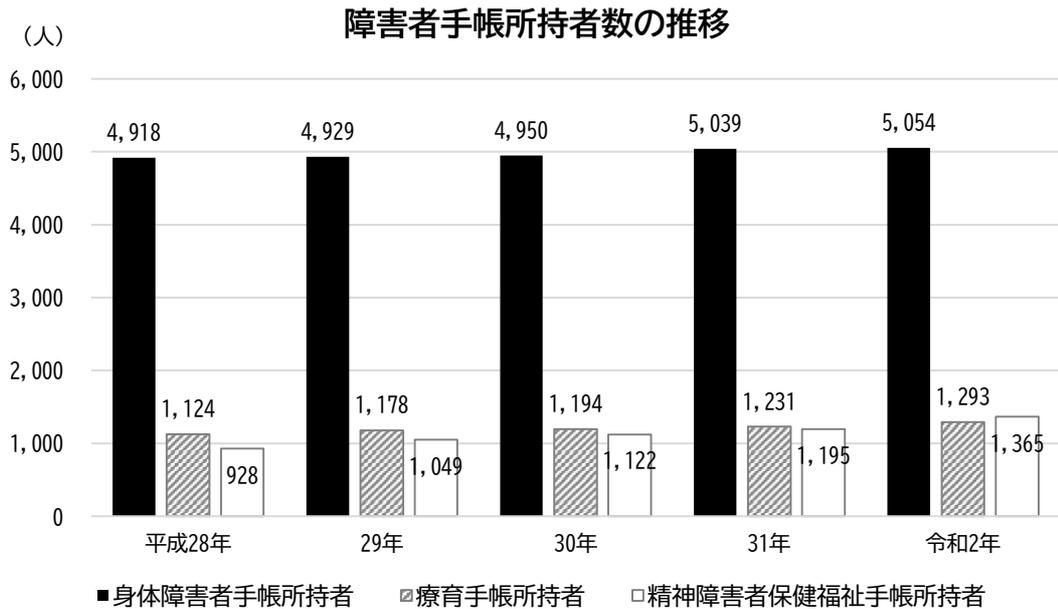
資料：茨城県人口動態統計



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(6) 障害者の状況

つくば市の障害者手帳所持者数を見ると、身体障害者手帳所持者は平成28年の4,918人から令和2年の5,054人へと136人(2.8%)の増加、療育手帳所持者は同じく1,124人から1,293人へと169人(15.0%)が増加している中、精神障害者保健福祉手帳所持者は928人から1,365人へと437人(47.1%)の増加となっており、三障害の中では最も伸びが大きくなっています。

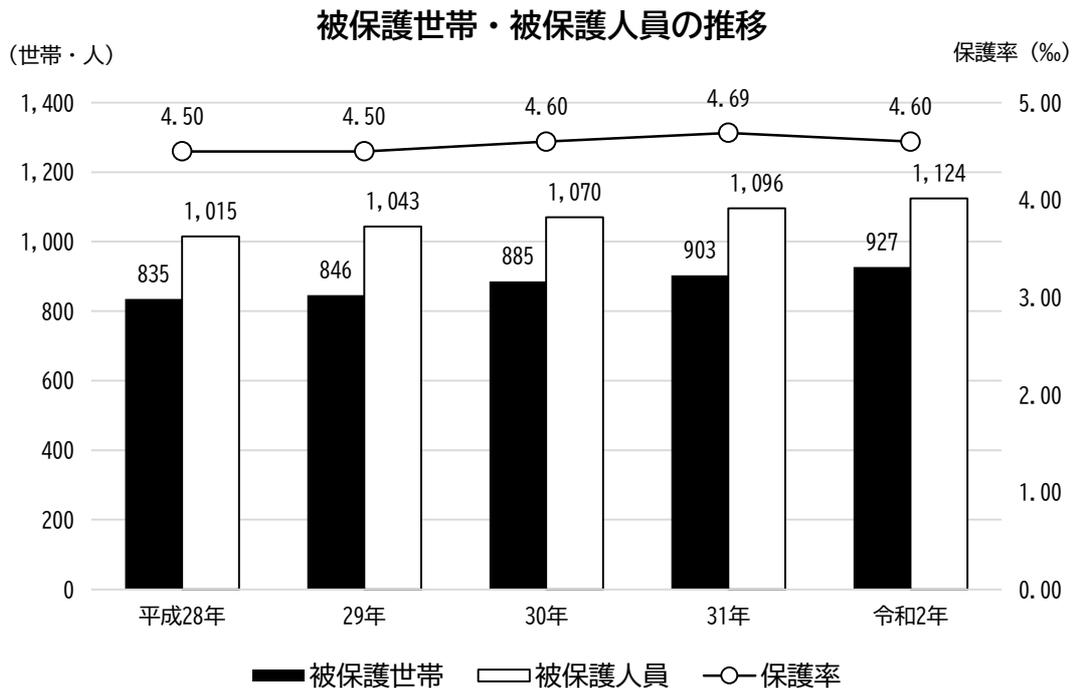


資料：つくば市地域福祉計画（第4期）（各年4月1日時点）

(7) 被保護世帯・被保護人員の状況

生活保護に関しては、被保護世帯が平成28年の835世帯から令和2年の927世帯へと92世帯（11.0％）の増加、被保護人員が同じく1,015人から1,124人へと109人（10.7％）増加し、年々増加する傾向にあります。また、被保護世帯の増加数と被保護人員の増加数に開きがないことから、ほとんどが単身世帯の増加であることがわかります。

一方、保護率は平成28年以降、4.50‰（0.450％）から4.69‰（0.469％）の間でほぼ横ばいの状況となっています。



資料：2020 統計つくば（各年4月1日時点）

$$\text{保護率 (‰)} = \text{被保護人員 (人)} \div \text{常住人口 (人)} \times 1,000$$



2 地域（日常生活圏域）における現状と課題

つくば市では、合併以前の旧町村を基礎とした7つの「日常生活圏域」を設定※し、圏域ごとに生活支援体制整備事業などの地域福祉活動を展開しています。しかしながら、各圏域の生活環境や人口構成などには地域性があり、地域間の差がそれぞれに存在します。

誰もが安心して暮らすことができる地域を構築するためには、地域の住民が地域の課題や問題、これから必要なことなどを自ら把握し、共有することが重要となります。住民が主体となり自治意識を持ち、行政や関係機関、専門職と連携し課題や問題の解決に向けた活動が、今後ますます必要となってきます。



※ 谷田部圏域のみ、他の圏域と比較し高齢者人口が多いため、東西に分割しています。

3 福祉サービスを取り巻く現状と課題

今後、ますます多様化する福祉の必要性に対応していくためには、専門機関（専門職）との連携のとれた地域の受け皿が必要になってきます。また、専門機関（専門職）が支援を行うためには、自らの専門性を核として住民や行政、区会自治会、民生委員児童委員、高齢者、障害者、児童・保育関係の社会福祉法人や学校等の教育機関、企業などとの連携が必要不可欠になってきます。

専門機関（専門職）は、市民の生活を支える視点に立ち、必要な福祉制度・サービスの調整や組み合わせを行うとともに、多職種と連携を図りながら役割分担をし、支援することが重要になってきます。

4 アンケート調査から見えてきた現状と課題

(1) 高齢社会への関心・不安

つくば市全体の高齢化率は安定して推移しているものの、高齢者人口は年々増加しています。また近年、少子高齢社会が様々なメディアで取り上げられることもあり、福祉分野における「高齢者」への関心が高くなっています。

高齢者への関心の高まりに伴い、健康や老後に対する関心や不安も高まってきており、今後は総合的に高齢者をどのように支援していくかが課題としてあげられます。

(2) 近所付き合いの大切さの見直し

高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯が増え続ける一方、老々介護や8050問題※などの多様化した生活課題も顕在化してきています。

このような中、住民の近所付き合いの程度を5年前と比較すると、より深い付き合いをしている人が増加している傾向がうかがえます。また、「相談し助けあうことは必要」だと考える方も増加傾向にありました。以前では見られなかった複雑化した問題が顕在化したことにより、改めて近所付き合いや近所の人とのつながりの大切さが見直されています。

今後は、このような機運の高まりを新たな住民活動につなげ、多様化した課題の解決につなげていくことが生活支援コーディネーターの役割となってきます。

※ 80代の親が50代のひきこもり等の子どもの生活を支えるという問題

(3) 情報発信の重要性

40代以前の若年層では、インターネットを活用し福祉に関する情報を得ている割合が高く、Facebookなどの様々なSNSを活用している傾向がうかがわれました。また、5年前と比較すると、地域活動を広げていくためには活動に関する広報やPR、情報提供が必要であると考える人が増加傾向にありました。

あらゆる情報がインターネット等を介して得られるようになった今日、地域や福祉の情報に関しても多様な情報提供体制の充実が求められています。

(4) 活動参加者の高齢化・担い手不足

地域活動に参加し、「活動参加者の高齢化」や「活動参加者が増えない」ことを問題点として感じる人の割合が高くなっています。また、若い世代の参加が地域活動を広げていく上では重要であり、そのためにも世代間交流の機会を増やすことが必要だと考える割合が高いという傾向がうかがわれました。

地域活動者の高齢化やリーダー不足、福祉人材の不足といった担い手の不足が大きな課題としてあげられています。

第5章 計画における事業展開

1 基本目標・施策の方向性

基本目標1 安心して暮らせる環境を整える

- 施策の方向性(1) 住民同士の助けあい活動の推進
- 施策の方向性(2) 多様なニーズに応じた相談体制の充実
- 施策の方向性(3) 情報発信の工夫と充実
- 施策の方向性(4) 災害対応力の向上

高齢者や障害者、子育て世帯、生活困窮者に限らず、地域で生活するすべての人が安心して暮らせるよう、住民同士の助けあい活動の推進に努めます。

悩みごとや日常的な不安に対し、誰でも気軽に相談できる相談体制を整備するとともに、必要とする人に必要な情報が届くよう情報発信体制の充実を目指します。

基本目標2 自分らしい生活が続けられる環境を整える

- 施策の方向性(1) 一般高齢者※の活動支援
- 施策の方向性(2) 活動拠点の整備

「人生100年時代」と言われる今日において、地域で生活するすべての一般高齢者に活躍の場があり、生きがいを持って暮らすことのできるよう、様々な活動の支援を行います。

地域福祉を推進するための拠点を整備し、住民や地域支えあい活動の担い手等がいつでも気軽に相談等に訪れることのできる環境を整えます。

※介護保険法の要支援、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者

基本目標 3 次世代へつながる福祉活動を推進する

- 施策の方向性(1) 多世代交流の推進および居場所づくり
- 施策の方向性(2) 福祉意識の啓発・人材育成

年齢や性別、障害、家庭環境等に関わらず、すべての人が交流することのできる機会の創出に努めます。

講座や教室等の開催により幅広い世代に対し福祉意識の啓発を図り、地域における支えあい活動等の継続性を高めるとともに、次代を担う人材育成に努めます。

基本目標 4 生活を支える仕組みを整備する

- 施策の方向性(1) 生活課題に対応する事業の推進
- 施策の方向性(2) 生活を支える活動の推進

自らの力で福祉サービスを利用することが困難な人等、すべての人に対して法律や制度に基づいた適切なサービスが提供できるよう努めます。

他機関と連携しながら、生活に困窮する世帯等に対する相談体制を充実させるとともに適切な支援を行い、地域での孤立を防ぎます。

地域福祉を推進する団体等に対し必要な情報提供や活動支援を行い、市全域でのさらなる福祉活動の活性化を図ります。

<体系図>

基本理念	基本目標	施策の方向性
地域で支えあい、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり	【基本目標1】 安心して暮らせる 環境を整える	(1)住民同士の助けあい活動の推進 (2)ニーズに応じた相談体制の充実 (3)情報発信の工夫と充実 (4)災害対応力の向上
	【基本目標2】 自分らしい生活が続け られる環境を整える	(1)一般高齢者の活動支援 (2)活動拠点の整備
	【基本目標3】 次世代へつながる 福祉活動を推進する	(1)多世代交流の推進および居場所づくり (2)福祉意識の啓発・人材育成
	【基本目標4】 生活を支える 仕組みを整備する	(1)生活課題に対応する事業の推進 (2)生活を支える活動の推進

具体的事業

- 地域見守りネットワーク事業
- つくば市地域支援事業（生活支援体制整備事業）
- 住民参加型福祉サービス拡大事業（つくばさわやかサービス）
- つくば子育てサポートサービス事業

- ボランティアセンター管理運営事業（高齢者・障害者のためのパソコン相談）
- 福祉相談事業（弁護士・司法書士による相談）
- 福祉相談事業（子育て・子どもの悩み相談）
- 荃崎地域包括支援センター事業

- 企画広報事業（「社協通信つくば」の発行）
- 企画広報事業（ホームページ・Facebookによる情報発信）
- ボランティアセンター管理運営事業（「つくばボランティアセンターNEWS」の発行）
- 企画広報事業（広報紙等の音訳・点訳事業）

- ボランティアセンター管理運営事業（災害ボランティアセンター設置運営訓練）

- 茨城県健康福祉祭いばらきねんりんスポーツ大会
- 高齢者生きがい活動支援事業（シルバークラブの育成支援）
- つくば市高齢者いきいきサロン事業
- つくば市介護支援ボランティア制度事業

- 老人福祉センターとよさと管理運営
- つくば市市民研修センター管理運営

- 地域福祉ふれあい推進事業（ふれあいサロンの活動支援）
- まつりつくば「ふれあい広場」の運営
- 障害者ふれあい推進事業（みんなでDo!スポーツ）
- 児童ふれあい推進事業（おもちゃライブラリー）
- ボランティアセンター管理運営事業（ボランティアネットワークの支援）
- チャレンジアートフェスティバル事業
- つくばこどもの青い羽根学習会

- 地域福祉ふれあい推進事業（地域福祉出前講座）
- ボランティアセンター管理運営事業（つくばボランティアセンターの管理運営）
- ボランティアセンター管理運営事業（福祉体験教室）
- ボランティアセンター管理運営事業（青少年ボランティア体験講座）
- ボランティアセンター管理運営事業（市民ボランティア育成講座）
- 奉仕員養成講座事業（手話・音訳・点訳講座）

- 日常生活自立支援事業
- あんしん生活支援サービス事業
- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 障害者ホームヘルプサービス事業
- 障害者相談支援事業
- つくば市生活困窮者自立相談支援事業
- つくば市成年後見制度推進事業

- 茨城県共同募金会つくば市共同募金委員会（赤い羽根共同募金運動の実施）
- 地域歳末たすけあい募金助成事業
- 小口資金貸付事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 児童養護施設等・里親家庭児童入学祝金等支給事業
- 生活困窮世帯子ども支援事業

2 具体的事業展開

基本目標1 安心して暮らせる環境を整える

➤ 施策の方向性(1) 住民同士の助けあい活動の推進

アンケート調査によると、5年前と比べ近所付き合いや近所の人とのつながりの大切さが見直されてきており、地域から孤立しがちな人たちを見守り、支えあう地域づくりへの期待が高まっています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために、日常生活のちょっとした困りごとを地域の中で支え、住民相互で助けあっていけるよう、支えあえる関係づくりを進めます。

単身世帯や共働き世帯の増加に伴い、支援を必要とする高齢者や子育て支援に対するニーズが増加し、生活支援の必要性が高まっています。生活上の困りごとをサポートする多様な助けあい活動の創出とネットワークづくりを進め、生活支援サービス等の開発・拡充を図ります。

具体的事業	<ul style="list-style-type: none">• つくちゃん地域支えあい助成事業• 地域見守りネットワーク事業• つくば市地域支援事業（生活支援体制整備事業）• 住民参加型福祉サービス拡大事業（つくばさわやかサービス）• つくば子育てサポートサービス事業
-------	--

➤ 施策の方向性(2) 多様なニーズに応じた相談体制の充実

多種多様なニーズに対する住民の身近な相談窓口としての機能を充実させるとともに、他団体や関係機関等の活動状況を把握し紹介する等、必要な支援や援助が行える体制をつくりまします。

具体的事業	<ul style="list-style-type: none">• ボランティアセンター管理運営事業 （高齢者・障害者のためのパソコン相談）• 福祉相談事業（弁護士・司法書士による相談） （子育て・子どもの悩み相談）• 荃崎地域包括支援センター事業
-------	--

➤ 施策の方向性(3) 情報発信の工夫と充実

安心して暮らしていくためには、自分の住んでいる地域を知ることが大切です。知るきっかけがあってこそ、関心を持つことができ、行動につながります。地域福祉への関心を高めるために、つくば市社会福祉協議会の広報物だけでなく「広報つくば」等の関係機関の広報物や定期的開催する会議等の場を活用しながら、誰でも、いつでも、分かりやすい情報に触れられる環境づくりを進めていきます。

また、つくば市社会福祉協議会を始め、他団体が実施する助成金情報等を随時発信し、必要とする団体や地域へ適切な時期に情報を届けることで、つくば市のさらなる地域活動の活性化を図っていきます。

具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> • 企画広報事業（「社協通信つくば」の発行） （ホームページ・Facebookによる情報発信） （広報紙等の音訳・点訳事業） • ボランティアセンター管理運営事業 （「つくばボランティアセンターNEWS」の発行）
-------	---

➤ 施策の方向性(4) 災害対応力の向上

大規模災害時に備えて、平時から住民同士が助けあえるような関係性ができるよう事業を推進するとともに、災害発生時のボランティア活動を効率良く推進するために、他機関等と連携しながら災害ボランティアセンターの機能強化を図っていきます。

具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティアセンター管理運営事業 （災害ボランティアセンター設置運営訓練）
-------	---

基本目標 2 自分らしい生活が続けられる環境を整える

➤ 施策の方向性(1) 一般高齢者の活動支援

アンケート調査では、様々な福祉分野の中で「高齢者」への関心が最も高い結果となっていました。また、高齢者人口が増加する中、近年、介護認定者の割合（認定率）は安定しており、一般高齢者が増加している状況がうかがわれています。このような高齢者の参加の場を創出し、生きがいを持ち生き生きと暮らし続けられる環境をつくとともに、健康が維持できるよう様々な活動への参加を支援します。

具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> • 茨城県健康福祉祭いばらきねんりんスポーツ大会 • 高齢者生きがい活動支援事業（シルバークラブの育成支援） • つくば市高齢者いきいきサロン事業 • つくば市介護支援ボランティア制度事業
-------	---

➤ 施策の方向性(2) 活動拠点の整備

福祉活動を行う団体等を支援し、活動の継続・発展を図るために、活動の拠点となる場づくりを推進します。また、活動拠点を核として、地域福祉活動を行う上で必要となる物品等を貸し出すことにより、住民が主体となり実施する地域福祉活動のさらなる活性化を図ります。

具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> • 老人福祉センターとよさと管理運営 • つくば市市民研修センター管理運営
-------	--

基本目標3 次世代へつなげる福祉活動を推進する

➤ 施策の方向性(1) 多世代交流の推進および居場所づくり

アンケート調査では、現在の地域活動において「活動参加者の高齢化」や「活動参加者が増えない」ことが問題点としてあげられていました。また、地域活動の輪を広げていくためには、若い世代への参加呼びかけが必要だと考えている人が最も多くの割合を占めていました。

地域における交流の機会づくりを積極的に広げ、様々な年齢層や活動主体との関わりを推進するとともに、多世代交流を通して地域全体のコミュニケーションを深めます。また、誰もが参加できる地域の居場所づくりを推進し、社会的に孤立している人や、悩みや不安を抱えている人が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> • 地域福祉ふれあい推進事業（ふれあいサロンの活動支援） • まつりつくば「ふれあい広場」の運営 • 障害者ふれあい推進事業（みんなでD.O!スポーツ） • 児童ふれあい推進事業（おもちゃライブラリー） • ボランティアセンター管理運営事業 （ボランティアネットワークの支援） • チャレンジアートフェスティバル事業 • つくばこどもの青い羽根学習会
--------------	---

➤ 施策の方向性(2) 福祉意識の啓発・人材育成

現在の地域活動を継続していくため、また今後ますます多様化する福祉課題に対応するためには、次の世代を担う若い世代の福祉意識の醸成や人材の育成が必要となります。一人ひとりが地域の現状に目を向け、福祉への理解・関心を高めることで、家族はもちろん、住んでいる地域や人を思いやり、ともに生きる力を育む福祉教育を推進していきます。

広く地域住民に向けた出前講座のほか、ボランティア育成のための講座については、新たな人材の育成に向けて他機関等との連携・協働を検討し、地域における福祉活動の継続性を高めます。

また、体験だけでなく、ボランティア活動者や障害のある当事者の話を聞くことでボランティアや福祉に対する興味・関心を高め、一人でも多くの市民が福祉に関わることのできる環境づくりに努めます。

具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> • 地域福祉ふれあい推進事業（地域福祉出前講座） • ボランティアセンター管理運営事業 （つくばボランティアセンターの管理運営） （福祉体験教室） （青少年ボランティア体験講座） （市民ボランティア育成講座） • 奉仕員養成講座事業（手話・音訳・点訳講座）
--------------	--

基本目標 4 生活を支える仕組みを整備する

➤ 施策の方向性(1) 生活課題に対応する事業の推進

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化の進行とともに、地域における生活課題や福祉に対するニーズは多様化するとともに深刻化しており、これまでのような均一的なサービス提供だけでは、対応することが難しくなってきています。

これら多くの課題解決に向けて、高齢者や障害者、子育て中の人など、支援を必要とする人たちが利用しやすいサービスを提供するとともに、関係機関等との連携により切れ目のない支援の提供に努めます。

具体的事業	<ul style="list-style-type: none">• 日常生活自立支援事業• あんしん生活支援サービス事業• 居宅介護支援事業• 訪問介護事業• 障害者ホームヘルプサービス事業• 障害者相談支援事業• つくば市生活困窮者自立相談支援事業• つくば市成年後見制度推進事業
-------	--

➤ 施策の方向性(2) 生活を支える活動の推進

近年、生活困窮者の増加が顕著となっており、支援に向けた様々な取り組みが進められていますが、これまでの制度では対応が難しい問題が顕在化し、複合的な課題を抱える人や家族が増えています。支援を必要とする方を市や関係機関等と適切につなぐことにより、孤立することなく社会とつなげる活動を実施します。

また、赤い羽根共同募金および地域歳末たすけあい募金の財源と、社協独自の財源の両方を活用し、地域福祉活動やボランティア活動、NPO活動等の住民参加の諸活動・事業の推進および生活課題解決に向けた支援を行います。

具体的事業	<ul style="list-style-type: none">• 茨城県共同募金会つくば市共同募金委員会 (赤い羽根共同募金運動の実施)• 地域歳末たすけあい募金助成事業• 小口資金貸付事業• 生活福祉資金貸付事業• 児童養護施設等・里親家庭児童入学祝金等支給事業• 生活困窮世帯子ども支援事業
-------	---

<体系図> つくば市地域福祉計画（第4期）との関係

基本理念	基本目標	施策の方向性
地域で支えあい、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり	【基本目標1】 安心して暮らせる環境を整える	(1)住民同士の助けあい活動の推進
		(2)ニーズに応じた相談体制の充実
		(3)情報発信の工夫と充実
		(4)災害対応力の向上
	【基本目標2】 自分らしい生活が続けられる環境を整える	(1)一般高齢者の活動支援
		(2)活動拠点の整備
	【基本目標3】 次世代へつながる福祉活動を推進する	(1)多世代交流の推進および居場所づくり
		(2)福祉意識の啓発・人材育成
	【基本目標4】 生活を支える仕組みを整備する	(1)生活課題に対応する事業の推進
		(2)生活を支える活動の推進

具体的事業	つくば市地域福祉計画（第4期）における施策名
○地域見守りネットワーク事業	1-② 人びとが近隣で支え合える地域の創造 3-① 高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援
○つくば市地域支援事業（生活支援体制整備事業）	2-③ 誰もが安心して相談できる仕組みづくり 3-⑨ 地域を基盤とする包括的支援の強化
○住民参加型福祉サービス拡大事業（つくばさわやかサービス）	
○つくば子育てサポートサービス事業	3-③ 地域で安心して子育てができる環境づくり
○ボランティアセンター管理運営事業 （高齢者・障害者のためのパソコン相談）	
○福祉相談事業（弁護士・司法書士による相談）	2-③ 誰もが安心して相談できる仕組みづくり
○福祉相談事業（子育て・子どもの悩み相談）	2-③ 誰もが安心して相談できる仕組みづくり
○荃崎地域包括支援センター事業	
○企画広報事業（「社協通信つくば」の発行）	2-② 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
○企画広報事業（ホームページ・Facebookによる情報発信）	
○ボランティアセンター管理運営事業 （「つくばボランティアセンターNEWS」の発行）	
○企画広報事業（広報紙等の音訳・点訳事業）	
○ボランティアセンター管理運営事業 （災害ボランティアセンター設置運営訓練）	
○茨城県健康福祉祭いばらきねりんスポーツ大会	
○高齢者生きがい活動支援事業（シルバークラブの育成支援）	
○つくば市高齢者いきいきサロン事業	1-② 人びとが近隣で支え合える地域の創造
○つくば市介護支援ボランティア制度事業	
○老人福祉センターとよさと管理運営	
○つくば市市民研修センター管理運営	
○地域福祉ふれあい推進事業（ふれあいサロンの活動支援）	
○まつりつくば「ふれあい広場」の運営	
○障害者ふれあい推進事業（みんなでD.O.！スポーツ）	
○児童ふれあい推進事業（おもちゃライブラリー）	
○ボランティアセンター管理運営事業 （ボランティアネットワークの支援）	
○チャレンジアートフェスティバル事業	1-① 市民を主体とした協働事業の展開と参加促進
○つくばこどもの青い羽根学習会	
○地域福祉ふれあい推進事業（地域福祉出前講座）	
○ボランティアセンター管理運営事業 （つくばボランティアセンターの管理運営）	2-① 多様なサービス提供主体の参入促進 2-② 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
○ボランティアセンター管理運営事業（福祉体験教室）	1-③ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
○ボランティアセンター管理運営事業 （青少年ボランティア体験講座）	2-① 多様なサービス提供主体の参入促進
○ボランティアセンター管理運営事業（市民ボランティア育成講座）	1-③ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
○奉仕員養成講座事業（手話・音訳・点訳講座）	1-③ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
○日常生活自立支援事業	2-⑥ 権利擁護のための支援の充実
○あんしん生活支援サービス事業	
○居宅介護支援事業	
○訪問介護事業	
○障害者ホームヘルプサービス事業	
○障害者相談支援事業	
○つくば市生活困窮者自立相談支援事業	2-⑥ 権利擁護のための支援の充実 2-⑦ 生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進 3-⑤ 就労支援の充実
○つくば市成年後見制度推進事業	2-⑥ 権利擁護のための支援の充実
○茨城県共同募金会つくば市共同募金委員会 （赤い羽根共同募金運動の実施）	
○地域歳末たすけあい募金助成事業	
○小口資金貸付事業	
○生活福祉資金貸付事業	
○児童養護施設等・里親家庭児童入学金等支給事業	
○生活困窮世帯子ども支援事業	

第6章 計画の推進・進行管理

1 計画の進行管理

(1) 推進体制の整備

本計画に位置づけられた施策や事業は多分野に渡るため、取り組みを着実に効果的に推進するには、行政および社会福祉協議会内各部署の横断的な連携が不可欠です。そのため、それぞれが主体性を持ち、専門的な知識・技術を活かしながら包括的な取り組みを推進します。

また、本計画は福祉に関わる各分野の基盤計画であることを踏まえ、行政の個別計画の進捗状況を確認し、整合性を図りながら取り組みを推進します。

(2) 地域との連携

地域福祉は行政や社会福祉協議会だけではなく、住民や民生委員児童委員、区会自治会、地域活動団体、ボランティア、専門職、企業などが担い手となり連携・協力することが重要です。そのため、これらの主体に対して、多様な手段・機会を通じて、地域福祉や本計画の方向性などの情報発信を行います。

2 取り組みの実施状況の検証

本計画は、計画を前期（令和4・5年度）と後期（令和6・7年度）に分け、各期終了後を目安として、社会福祉協議会の職員で構成した組織による進捗確認を実施し、取り組みのより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。

3 計画の実現に向けた活動

計画の推進にあたっては、行政や市民、地域活動団体などとの連携・協働が欠かせません。つくば市社会福祉協議会では、計画の内容はもちろんのこと、引き続き社会福祉協議会の存在に関しても広報・周知を進め、協力体制の構築と維持・強化に努めます。

資料編

1 策定委員会設置要項

(目的)

第1条 つくば市における地域福祉の推進に関する事項を定める計画（以下「計画」という。）について調査審議及び計画の立案を行うため、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(事業)

第2条 委員会は、本会会長の諮問を受け、目的を達成するため次の事業を行い、計画書を作成することにより答申する。

- (1) 地域福祉推進施策に関する調査及び検討
- (2) その他目的の達成に必要なこと

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は、15名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 保健、医療又は福祉の関係者
- (3) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 委員長は、会議の開催が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員の同意を得て委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和3年6月28日から施行する。

2 策定委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

所属および役職	氏名
流通経済大学 社会学部 准教授	◎ 下司 優里
つくば市区会連合会 会長	○ 飯田 哲雄
つくば市民生委員児童委員連絡協議会 会長	飯泉 孝司
つくば市シルバークラブ連合会 会長	伊藤 達也
つくば市福祉団体等連絡協議会 会長	後藤 真紀
つくば市ボランティア連絡協議会 世話人代表	松村美枝子
特別養護老人ホーム 筑波園 施設長	宮本 浩
障害者支援施設 つくば総合福祉センター 施設長	篠崎 純一
つくば市福祉部 次長	吉原 衛
つくば市社会福祉協議会 副会長兼常務理事	長 卓良

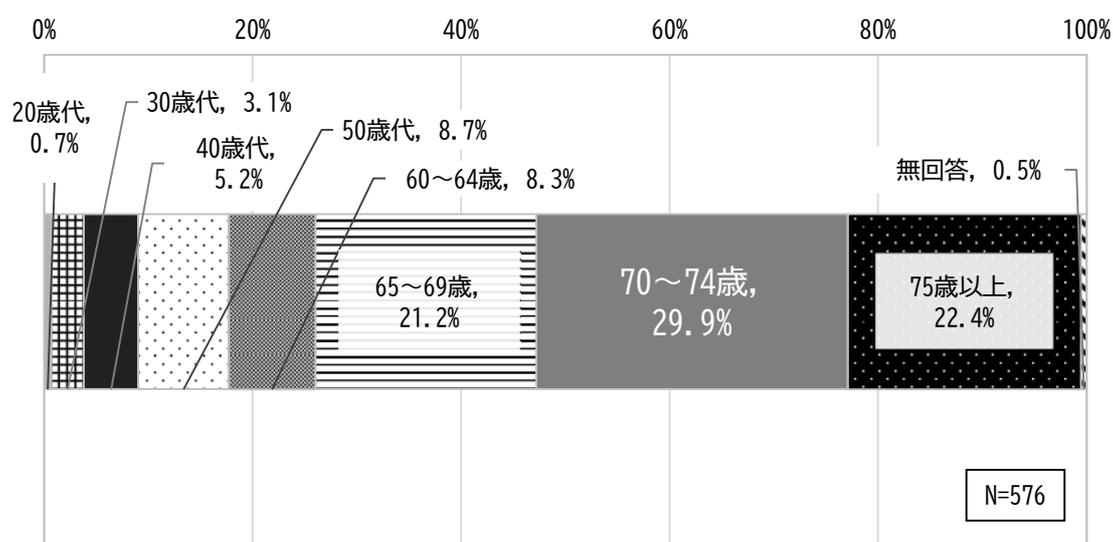
(順不同・敬称略)

3 アンケート調査結果（抜粋）

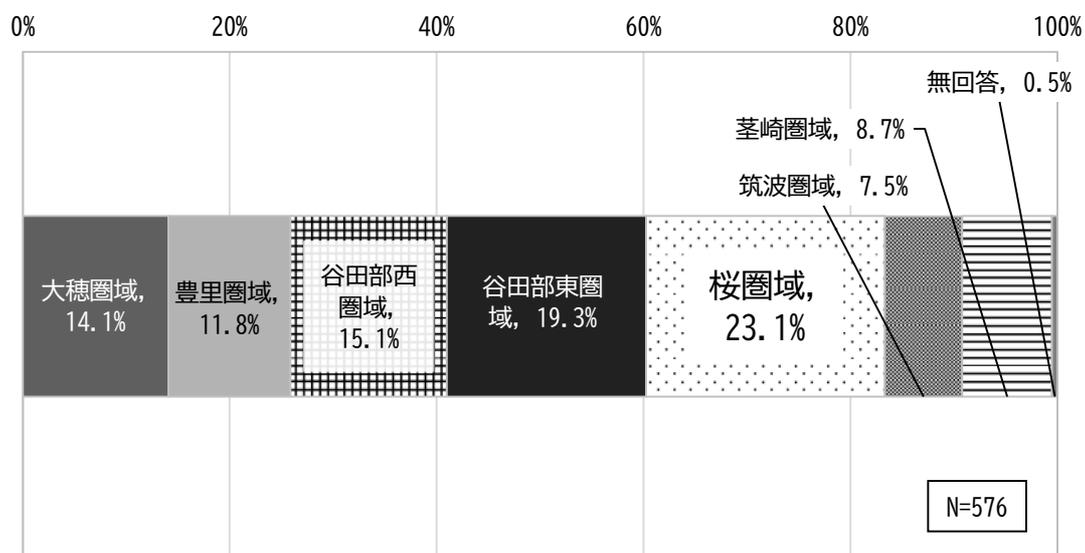
※設問の番号は、本資料のために再構成しています。

あなた自身のことについておたずねします。

問1 あなたの年齢は。(1つに○) ※令和3年9月1日現在の年齢をお答えください。

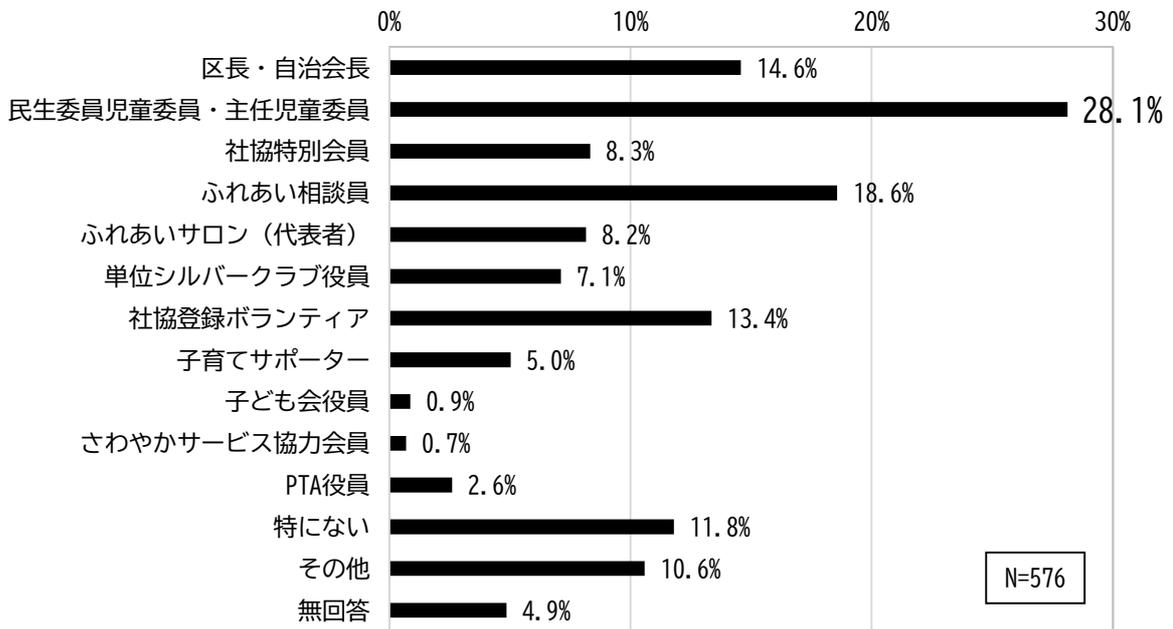


問2 あなたの居住地についておたずねします。(1つに○)



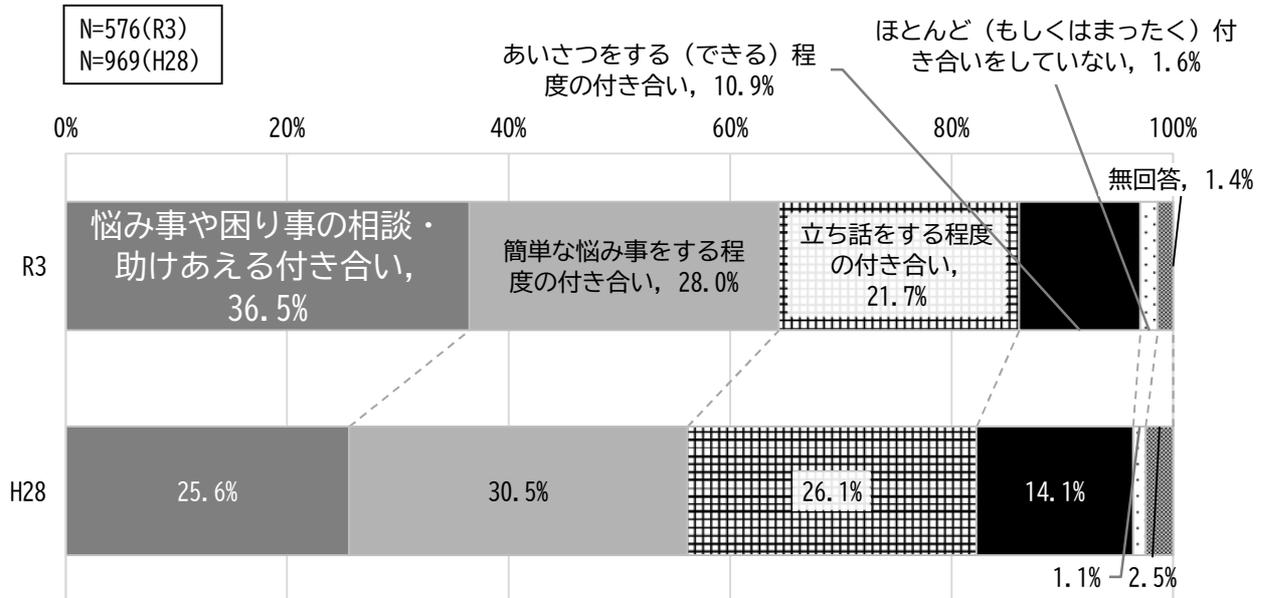
問3

あなたが属する団体、または地域で引き受けている役割（役職）は何ですか。（あてはまるものすべてに○）



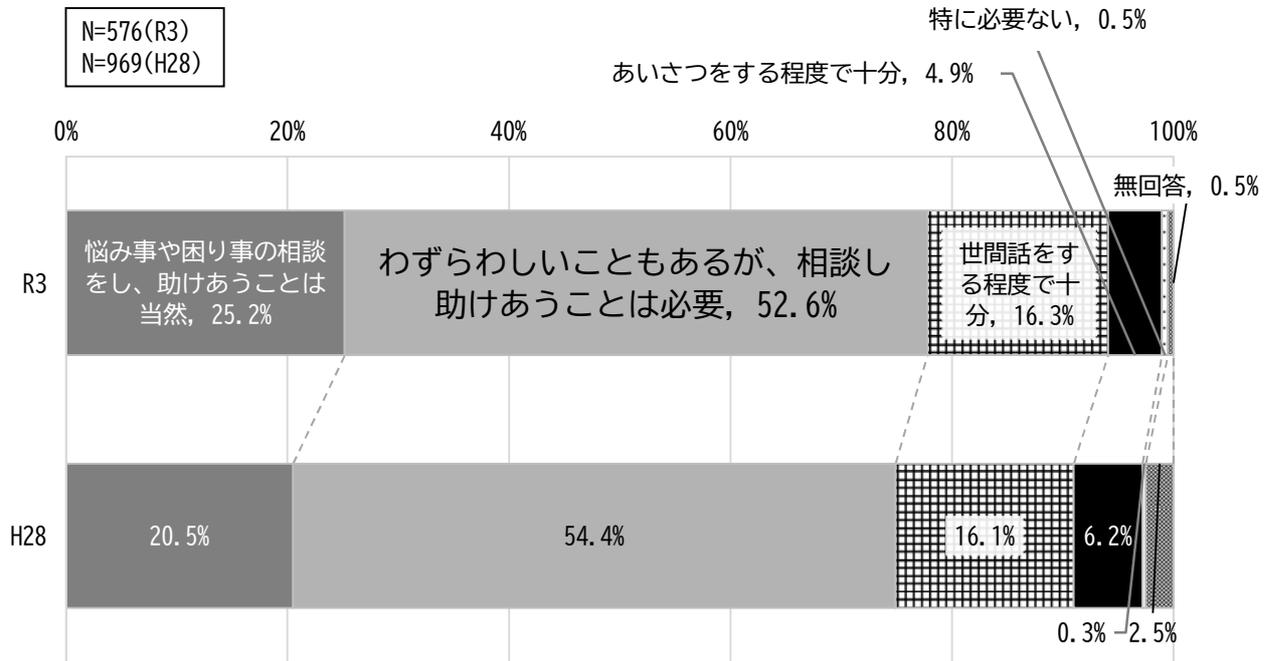
問4

あなたは現在、近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。（1つに○）



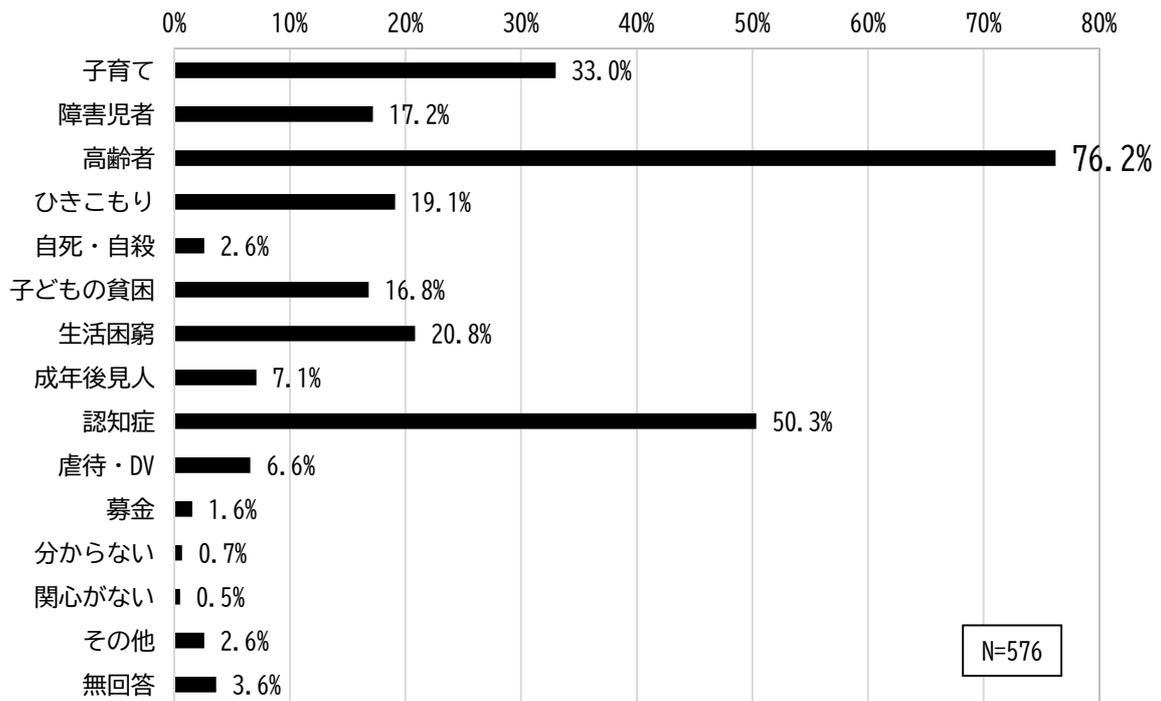
問5

近所の人との付き合いについて、あなたの考えに近いものはどれですか。(1つに○)



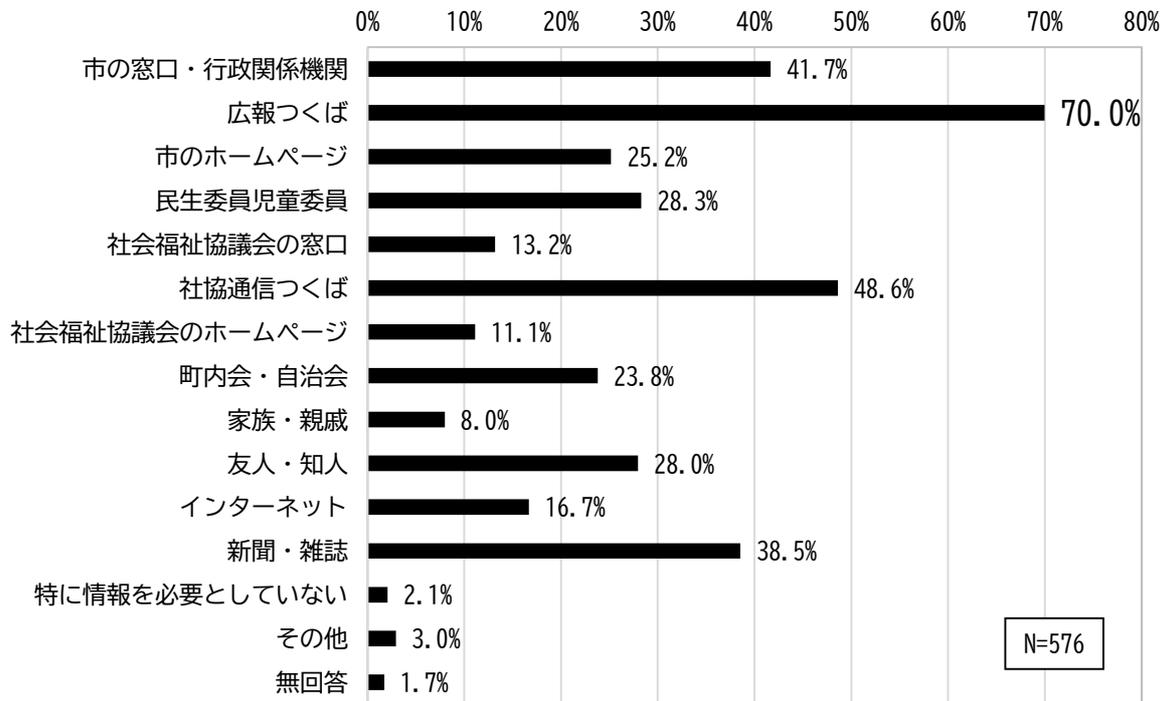
問6

あなたは、福祉分野のうち、どのようなことに関心をお持ちですか。(あてはまるものを3つまで選んで○)



問7

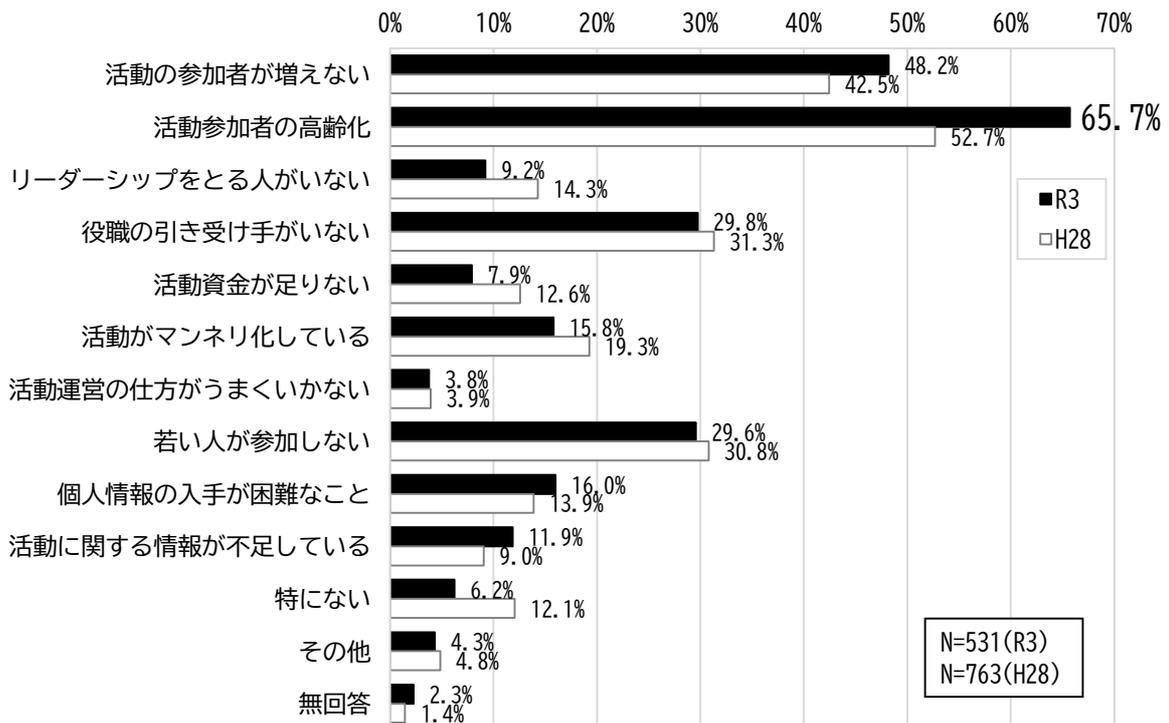
福祉に関する必要な情報をどこから得ていますか。(あてはまるものすべてに○)



※地域活動に「現在参加している」または「以前参加したことがある」方への設問

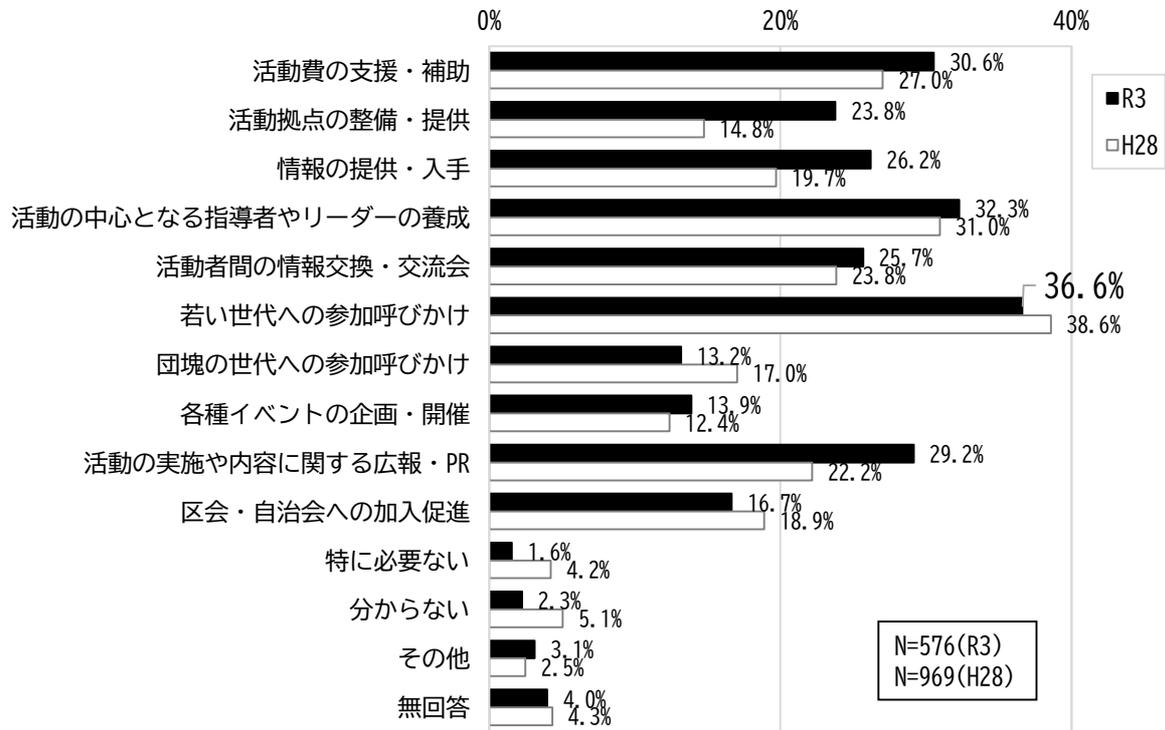
問8

地域活動に参加していて、どのような問題があると感じましたか。(特にあてはまるものを3つまで選んで○)



問 9

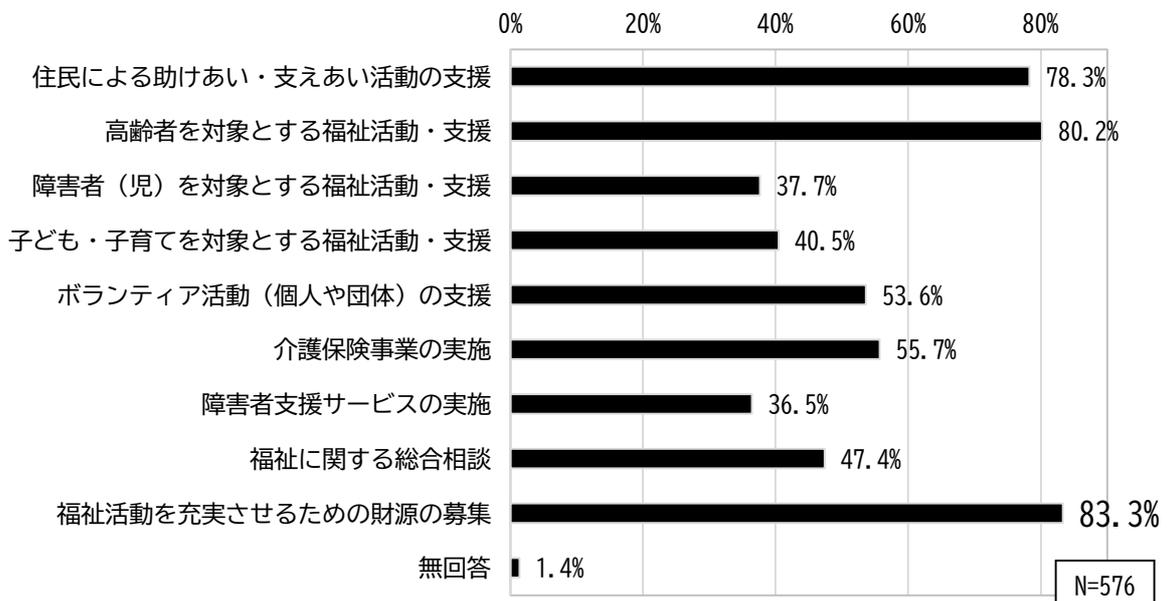
今後、地域活動の輪を広げていくために、どのようなことが必要だと思われますか。(あてはまるものを3つまで選んで○)



つくば市社会福祉協議会の活動についておたずねします。

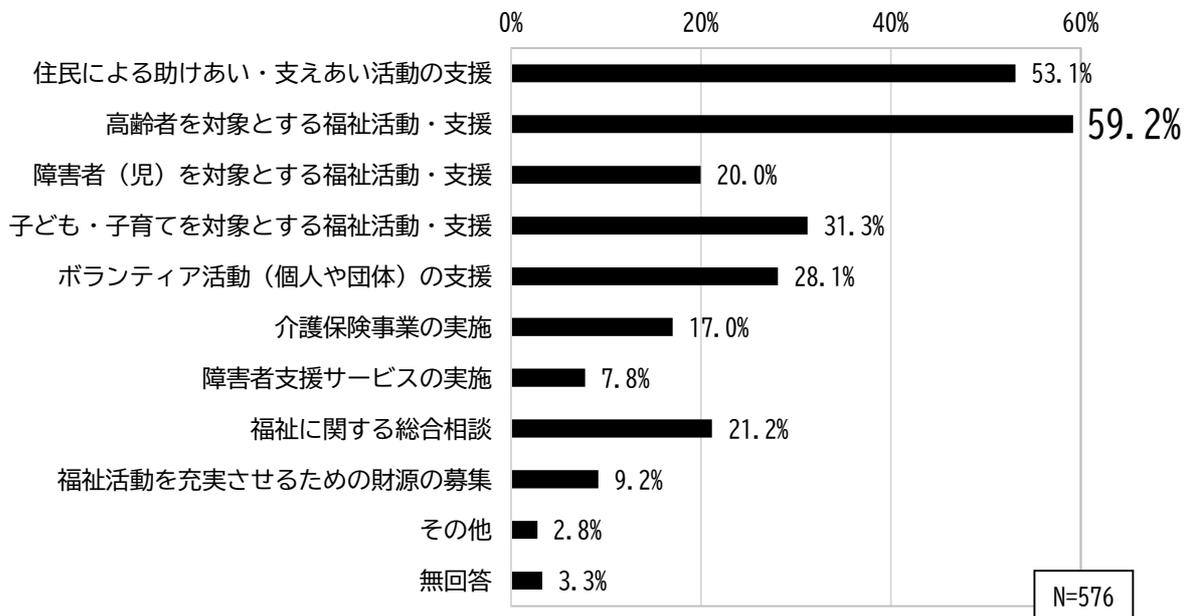
問 10

つくば市社会福祉協議会では、地域の福祉活動を推進・支援するために以下のような活動を実施しています。どのような活動をご存知ですか。(知っている活動に○)



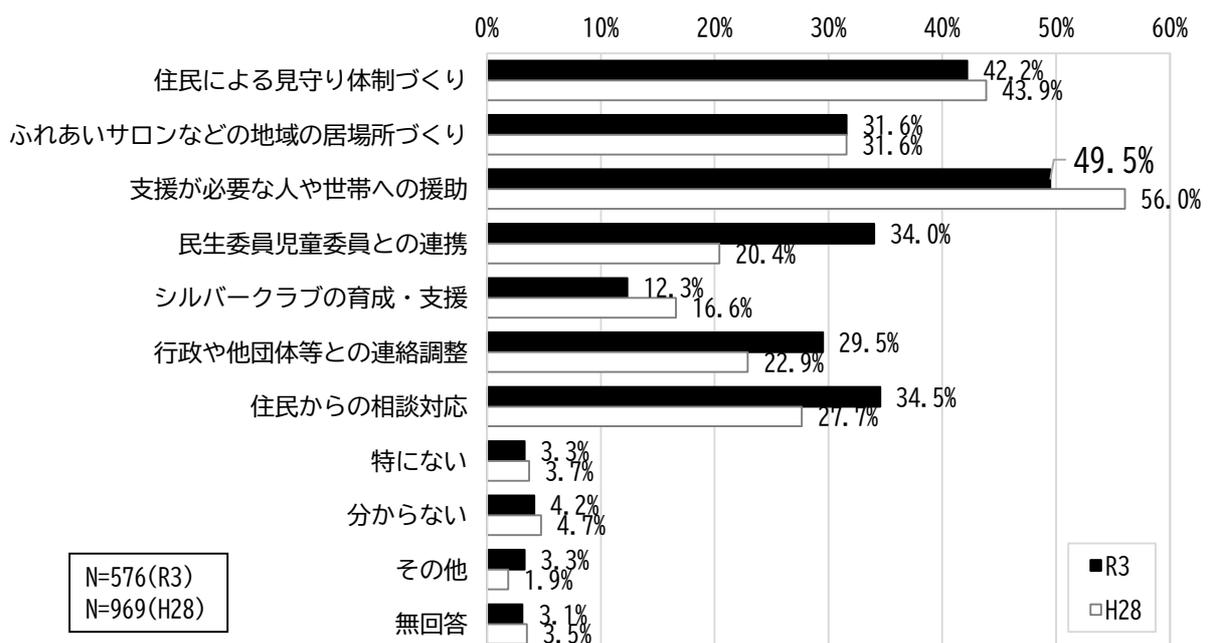
問 11

今後、つくば市社会福祉協議会で充実してほしいと思う活動は何ですか。(特にあてはまるものを3つまで選んで○)



問 12

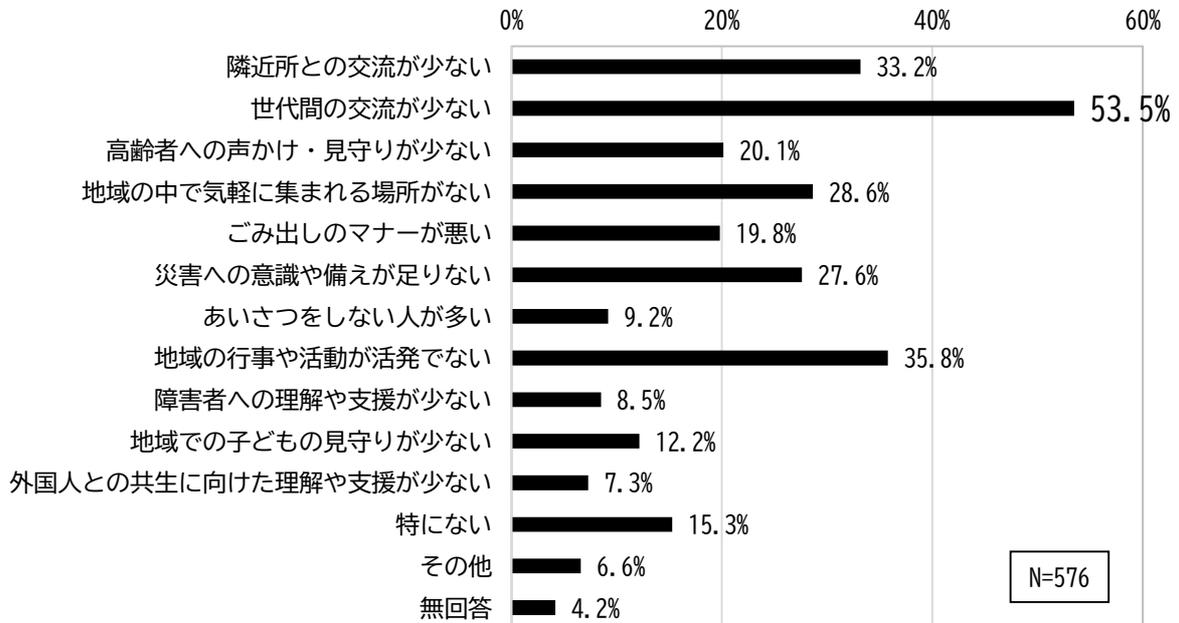
つくば市社会福祉協議会では、生活支援体制整備事業を推進するため、市内7圏域ごとに「生活支援コーディネーター」として職員を配置し、主に以下の業務を行っています。地域における助けあい活動の充実に向けて、生活支援コーディネーターに期待することは何ですか。(期待度の高い順に3つまで選んで○)



お住まいの状況についておたずねします。

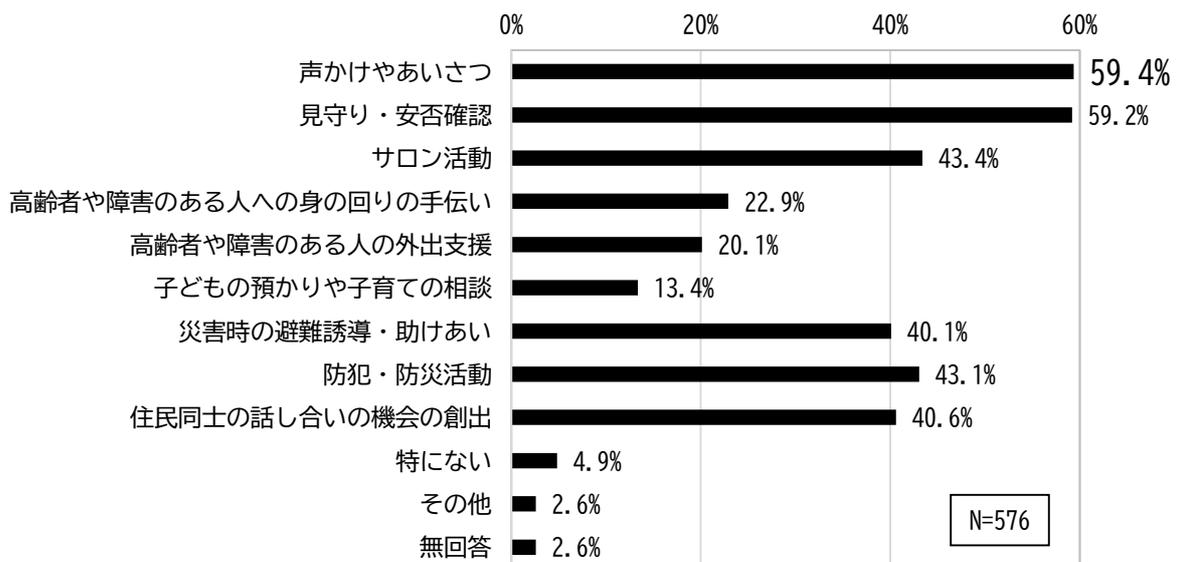
問 13

あなたの住む地域の状況や課題は何ですか。(あてはまるものを5つまで選んで○)



問 14

地域での課題解決に向けて、どのような住民同士の助けあい活動が必要だと思われますか。(あてはまるものを5つまで選んで○)



第4次つくば市地域福祉活動計画

令和4年3月発行

発行者 社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会
〒300-3257 茨城県つくば市筑穂1丁目10番地4
TEL 029-879-5500 FAX 029-879-5501
<https://www.tsukuba-swc.or.jp>



つくば市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
つくちゃん